

農業後継者就農支援 要件 チェックシート

【事業内容】

農業後継者の定着を図るための資金を1年間交付する。

【補助金額】

月額3万円とし、次の場合は加算する。

- 1 配偶者が全ての交付要件を満たす者である場合、月額2万円を加算
- 2 配偶者が1以外の者である場合、月額1万円を加算
- 3 子（交付申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の者）1人につき月額1万円を加算（上限：月額2万円）

【交付対象期間】

交付申請書を市長が受理した日が属する月から起算して12箇月とする。

【その他注意事項】

- 1 交付対象期間が次年度にまたがる場合、申請者は、初年度の交付申請日において就農後3年未満であればよいものとする。また、添付書類のうち2及び3については、次年度の交付申請において添付を要しないものとする。
- 2 子による加算については、4月1日において子が18歳に達している年度から加算の対象としない。
- 3 過去にこの事業による資金の交付を受けた者の配偶者はこの事業の交付申請をすることができない。

補助金の交付対象：次に掲げる要件を全て満たす者	
本市に住民登録し、申請時点において 18 歳以上の者	☐
農業に従事し、市内に居住し続ける意思がある者	☐
交付決定日から起算して 5 年間、農業に年間 200 日以上かつ 1,600 時間以上従事することが見込まれる者	☐
市税等を滞納していないこと。	☐
生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと。	☐
伊達市暴力団排除条例（平成 24 年伊達市条例第 3 号）第 2 条第 1 号 に規定する暴力団、 同条第 2 号 に規定する暴力団員でないこと。	☐

補助金の交付要件	
認定農業者であること。	☐
交付申請日において、就農してから 3 年未満であること。	☐
共同経営の場合、家族経営協定を締結していること。	☐
過去 5 年間に申請者の世帯員又は経営の構成員がこの事業による資金の交付を受けていないこと。	☐
本市に住所を有しない配偶者等による加算を行おうとする場合、申請者の戸籍全部事項証明書を添付すること。	☐
申請者の親族が農業者年金の支給を受けるために申請者が経営移譲又は経営継承の相手方となった日から交付申請日までの期間が 3 年以上でないこと。	☐
交付対象期間中に、農業に年間 200 日以上かつ 1,600 時間以上従事することが確実であること（交付申請日において、就農状況報告書（作業日誌を含む。）の提出が不可能となる見込みがないこと。）。	☐
伊達市版農業次世代人材投資事業による資金の交付を受けていないこと。	☐

提出書類	
1 農業後継者就農支援事業計画書	☐
2 就農後 3 年未満であることが確認できる過去の経歴を証明する書類（離職票等の写し）	☐
3 2 の書類で就農後 3 年未満であることを証明できない場合は空白期間のない履歴書	☐
4 就農が確認できる直近の書類	☐
5 本人が属する農業経営体の構成員全ての市税完納証明書又は非課税証明書	☐
6 農地台帳	☐
7 誓約書	☐